⑶　焼却又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。
①　運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
②　汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
③　汚染物品の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

4　畜舎等の消毒（法第25条）

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条の基準に従い、１週間間隔で３回以上実施する。

消毒は、口蹄疫ウイルスが酸（pH6.0以下）又はアルカリ（pH9.0以上）によって感染性を速やかに失うことを踏まえ、強いアルカリ性又は酸性を有する炭酸ソーダ、消石灰等を用いて行う。

5　家畜の評価

⑴　家畜の評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該家畜が患畜又は疑似患畜であることは、考慮しない。

⑵　評価額の算出は、原則として、当該家畜の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに当該家畜の泌乳量、体型、経産の有無、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。

⑶　家畜の所有者等は、と殺に先立ち、家畜の評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる個体（多頭群飼育されている場合にあっては、群ごとの代表的な個体）ごとに、当該家畜の体型、骨格が分かるように写真を撮影する。

⑷　農林水産省は、都道府県において家畜の評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

第７　通行の制限又は遮断（法第15条）

1　都道府県又は市町村は、動物衛生課と協議の上、口蹄疫の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

2　法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。

3　家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第５条の規定に基づき行う通行の制限又は遮断の手続、掲示等の方法については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第８　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1　制限区域の設定

⑴　移動制限区域

①　都道府県は、第４の２により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径10キロメートル以内の区域について、家畜等（４に掲げるものをいう。⑵、５の⑶及び５の⑷において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第４の２の判定前であっても口蹄疫である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

②　都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、かつ、第３の４の⑵に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、家畜の飼養密度に応じ、半径10キロメートルを超えて移動制限区域を設定する。

この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

⑵　搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径20キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、⑴の②の場合には、移動制限区域の外縁から10キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

⑶　家畜市場又はと畜場で発生した場合

都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する家畜が患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

①　当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径１キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。

②　当該家畜の出荷元の農場を中心として、原則として⑴及び⑵と同様に、移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

⑷　制限区域の設定方法

①　移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

②　制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。

③　制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

ア　制限区域内の家畜の所有者、市町村及び関係機関への通知
イ　報道機関への公表等を通じた広報
ウ　主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域それぞれとの境界地点での標示

⑸　家畜の所有者への連絡

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。また、当該区域内の家畜の所有者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、鹿、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。

2　制限区域の変更

⑴　制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

⑵　制限区域の縮小

発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径５キロメートルまで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から10キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

3　制限区域の解除

制限区域は、次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

⑴　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条の規定に基づくと殺、法第21条の規定に基づく死体の処理、法第23条の規定に基づく汚染物品の処理及び法第25条の規定に基づく畜舎等の消毒（１回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する第11の２の⑵の清浄性確認検査により、全て陰性を確認すること。

⑵　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過していること。